

京都市告示第 399号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成16年7月1日付けで認可した細野自治会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成19年3月14日

京都市長 榊本 頼兼

変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
事務所の所在地	京都府北桑田郡京北町大字細野小字東ノ垣内10番地2	京都市右京区京北細野町東ノ垣内10番地2
代表者の住所	京都府北桑田郡京北町大字細野小字上ノ町23番地	京都市右京区京北細野町上ノ町23番地
区 域	京都府北桑田郡京北町大字細野区域	京都市右京区京北細野町区域

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)